

福島県水素エネルギー普及拡大事業  
(水素利活用スタートアップ支援事業/マルチパーパス燃料電池自動車運用事業)  
補助金実施要領

「福島県水素エネルギー普及拡大事業(水素利活用スタートアップ支援事業/マルチパーパス燃料電池自動車運用事業) 補助金」(以下「補助事業」という。)については、福島県エネルギー普及拡大事業(水素利活用スタートアップ支援事業/マルチパーパス燃料電池自動車運用事業) 補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号)に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

(目的)

第1条 県は、水素エネルギーの普及拡大を通し、将来における水素社会の実現につなげるため、マルチパーパス燃料電池自動車(以下「マルチパーパス FCEV」という。)を県内で運用する県内法人(以下「補助事業者」という。)に対して支援を行う。

(補助金交付申請)

第2条 交付要綱第7条に基づき補助金の交付を希望する者は、要綱様式第1号に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- 一 事業計画書(交付要綱 様式第1号の別紙1)
- 二 収支予算書(交付要綱 様式第1号の別紙2)
- 三 暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書(交付要綱 様式第1号の別紙3)
- 四 補助事業者の登記簿謄本又は現在事項(又は履歴事項)全部証明書
- 五 県税の未納が無いことを確認できる書類
- 六 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)の「水素社会構築技術開発事業/地域水素利活用技術開発」で実施される「マルチパーパス FCEV の給電技術を活用した新たな水素利活用モデルの構築」の一環として運用する予定の車両であることが確認できるもの。
- 七 補助を受けようとする年度におけるマルチパーパス FCEV のリースに係る費用の見込額が確認できるもの。
- 八 その他知事が必要と認める書類

(補助金交付の条件)

第3条 交付要綱第15条第1項2号にいう「事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更」とは、次に掲げる以外のものをいう。

- 一 事業主体の変更
- 二 事業の中止又は廃止
- 三 事業計画の変更
  - ア マルチパーパス FCEV 運用計画の大幅な変更

(実績報告)

第4条 補助事業者が交付要綱第18条に基づく実績報告を行う場合は、交付要綱様式第5号に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- 一 事業実施結果書（交付要綱様式第5号の別紙1）
- 二 収支決算書（交付要綱様式第5号の別紙2）
- 三 自動車検査証の写し
- 四 NEDOの「水素社会構築技術開発事業/地域水素利活用技術開発」で実施される「マルチパーパス FCEV の給電技術を活用した新たな水素利活用モデルの構築」の一環としてマルチパーパス FCEV の運用を行った事実が確認できる書類
- 五 領収書又は支払いを証する書類
- 六 その他知事が必要と認める書類

(関係書類の提出先)

第5条 補助事業の実施に係る補助金交付申請書等の関係書類の提出先は、県企画調整部エネルギー課とする。

(その他)

第6条 補助事業の実施につき運用上の疑義が生じた場合は、その都度県と補助事業者が協議し、互いに円滑な運用に努めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年2月16日から施行する。